

■消費者基本計画・工程表の取扱いについて

- 消費者基本計画は、基本的に5年計画として閣議決定。

第4期：令和2年3月31日閣議決定

- 工程表については、毎年6月～7月に見直し（消費者政策会議※決定）。

※消費者政策会議

【概要】

消費者基本法第27条及び28条に基づき設置され、

- ① 消費者基本計画の案の作成
- ② 消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議
- ③ 消費者政策の推進、実施の状況の検証・評価・監視に関する事務をつかさどる。

【組織】

会長：内閣総理大臣

委員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)

内閣官房長官

関係行政機関の長及び内閣府特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者(注：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣以外の全閣僚)

■令和3年度の対応(案)

- コロナ禍における新たな生活様式の実践に伴い、消費生活のデジタル化が加速するなど、消費者を取り巻く環境がこの1年で大きく変化。

- これに的確に対応して消費者政策を推進するため、新しい生活様式の実践に関する部分について、消費者基本計画を改定する（閣議決定）とともに、工程表について必要な見直しを実施する（消費者政策会議決定）。